

## ●国民健康保険に加入されている 40～64 歳の方

40～64 歳の方は「介護保険第 2 号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

### ▶年度の途中で 40 歳になられる方

40 歳の誕生月（月の初日生まれの方は前月）から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7 月以降に 40 歳になられる方については、7 月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

### ▶年度の途中で 65 歳になられる方

7 月の本課税の時から誕生月の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※ 65 歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

## ●国民健康保険税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が発布され、100 円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。



【お問い合わせ】 役場税務課 ☎ 0884-77-3615

## 消費税インボイス制度説明会

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会等を開催しますので、是非ご参加ください。

### ●説明会の日程 ※事前予約が必要です。

対象事業者	内容	開催日	開催時間	定員	開催場所
全事業者対象	・ 制度概要の説明 ・ 登録要否相談会	6月23日（金）	13:30～16:30	50名	阿南市商工業振興センター 2階展示ホール (阿南市富岡町今福寺34-4)
		7月27日（木）	13:30～16:30	50名	
免税事業者対象	・ 消費税の仕組みから知りたい方向け ・ 登録要否相談会	6月22日（木）	14:00～16:00	50名	
		7月28日（金）	14:00～16:00	50名	

#### ▶登録要否相談会

インボイス制度説明会終了後、インボイス発行事業者として登録すべきかどうかについて相談を希望する方を対象に、事業実態に応じた相談会を行います。

※各説明会については、事前予約制としますので、事前に阿南税務署までお申込みください。

インボイス制度  
特設サイト▶



【お申込み・お問い合わせ】

阿南税務署個人課税部門 ☎ 0884-22-0416



## 国民年金の手続き（種別変更）はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14 日以内に手続きをすることが必要です。届出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

### ●国民年金の加入者は 3 つの種別で分けられます。

- ▶ 第 1 号被保険者：自営業、学生など（第 2 号、第 3 号被保険者以外の方）
- ▶ 第 2 号被保険者：会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
- ▶ 第 3 号被保険者：会社員など（第 2 号被保険者）に扶養されている配偶者

### ●種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	届出先
第 1 号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第 2 号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第 3 号	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	第 3 号	配偶者の勤務先
第 2 号	転職して自営業になった (被扶養配偶者も第 1 号被保険者になります)	第 1 号	市町村役場
	会社を退職して自営業者の配偶者になった	第 1 号	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第 3 号	配偶者の勤務先
第 3 号	配偶者が会社を退職した	第 1 号	市町村役場
	会社員の配偶者と離婚した	第 1 号	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第 1 号	市町村役場
	配偶者が 65 歳になった	第 1 号	市町村役場
	配偶者が亡くなった	第 1 号	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第 2 号	勤務先
	配偶者が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第 3 号	配偶者の勤務先

## 国民年金の加入と保険料のご案内

日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。20 歳になったときの年金制度の案内や保険料の手続きについて、下記 URL から動画によりご案内していますので、ご利用ください。

#### 「国民年金の加入と保険料のご案内」

URL : <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

※日本年金機構ホームページのトップページからは紐づいていませんのでご注意ください。

